

港 南 区 薬 剤 師 会 会 則

令和3年7月15日改正

- 第1条 本会は神奈川県薬剤師会、横浜市薬剤師会、神奈川県女性薬剤師会の港南支部でありこれらを総称して、港南区薬剤師会と称する。事務所を会長の所属する薬局に置く。
- 第2条 本会は横浜市港南区において薬業を営む者、及び居住する薬剤師を以って組織する。但し、2営業所以上を営むものは各営業所をもって1会員とする。
- 第3条 会員は本会の目的達成、事業遂行に一致協力するものとする。
会員は原則として、神奈川県薬剤師会、横浜市薬剤師会、神奈川県女性薬剤師会（女性のみ）に加入しなければならない。
会員になろうとする者は入会申込を港南区薬剤師会ホームページより行い、役員会の承認を得なければならない。
- 第3条の2 会員が各号の1に該当するときは役員会に於いて出席者の3分の2以上の賛成をもって除名することが出来る。
1. 会費を滞納し、其の催告を受けた後6ヶ月以上之を支払わなかったとき。
 2. 本会の目的を妨げ、又は妨げんとする行為があったとき。
 3. 本会の名誉、利益を害する様な行為があったとき。
- 第4条 本会は薬業の信用保持と、会員の発展向上に努め、会員相互の親睦を図り、共存共栄の進展につくし、あわせて薬学の進歩と公衆衛生、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 第5条 本会は前条の目的を達成する為に次の事業を行なう。
- 第1項 関係官公庁の伝達事項、及び薬業団体の必要事項を協議伝達し、あわせて会員相互の交流調整のために役員会の開催
 - 第2項 会員の専門知識の普及研修に必要な研究会、講習会、見学会の開催
 - 第3項 会員の親睦融和を図る旅行会、親睦会の開催
 - 第4項 薬事衛生、保険調剤の研究、指導
 - 第5項 公衆衛生の推進、学校薬剤師の活動の助成
 - 第6項 薬業経済の安定助長、経営改善に関する実践
 - 第7項 医薬品の販売姿勢、特に誇大広告、二重価格販売、宣伝行為、不当廉売についての規制、もしくは措置
 - 第8項 薬局などの開設管理に関する事項
- 第6条 本会に次の役員を置く。但し、役員は薬業団体の役員を兼任出来る。
相談役は歴代会長 会長1名 副会長4名以内 会計2名 理事若干名
総務4名以内 会計監査2名 各部会若干名 各委員会若干名 班長6名
港南区薬剤師会より選出又は推薦された上部薬剤師会の役員及び代議員若干名。
- 第7条 会長は本会を代表し会務を総轄する。副会長は会長を補佐し、理事・会計は会務を分掌する。会計監査は本会の経理を監査する。
- 第8条 会長は総会において選出する。副会長、会計、会計監査は会長が指名する。
理事は会長・副会長協議により指名する。
役員任期は2年とし、再任を妨げない。役員に欠員が生じた時は役員会にて選出され、後任役員任期は前任者の残任期間とする。
- 第9条 本会の会議は役員会、及び総会とする。
役員会は原則として1ヶ月1回開催する。その他会長副会長会、理事会、監事会を会長が

必要に応じて開催し、必要事項を決定する。

総会は定時総会と臨時総会とする。定時総会は毎年5月中とし、事業及び会計の報告をする。臨時総会は会長が必要と認めるとき招集する。

- 第10条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 第11条 本会に入会するものは入会金を負担し、会費等を毎月納入するものとする。但し、退会する場合は退会当月までの既納金は返却しない。
- 第12条 本会の会費、入会金及び会員の慶弔、傷病災害見舞等、手当、慰労金、交際費については附則による。
- 第13条 本会に次の部会を置く。部会の運営は部会規定による。
保険薬剤師部会 学校薬剤師部会 女性薬剤師部会 休日急患診療所部会
- 第14条 本会に名誉会員、相談役、委員会に顧問をおくことができる。
- 第15条 本会則に定めるものの他、会の運営上必要な事項は、役員会にはかり、会長が処理する。
- 第16条 本会則の改正は、総会において出席会員の過半数の賛成を得なければならない。

附 則

- 第1項 本会の会費は、保険薬局月額3,500円、保険薬局以外月額1,000円とする。
- 第2項 本会の入会金は100,000円とする。開設者が同じ場合、2店舗目から50,000円を徴収する。
- 第3項 会員の結婚の祝金は、20,000円とし、返礼なしとする。
- 第4項 会員及びその配偶者の死亡の場合は、弔慰金20,000円及び花輪を贈り、第1親等の場合は弔慰金10,000円及び花輪を贈る。
- 第5項 会員及びその配偶者が、傷病により入院が10日以上に及ぶ場合は、10,000円相当の見舞を贈る。
- 第6項 災害の場合は災害を受けない会員が、1会員あたり1件につき100円以上を見舞金として被災会員に贈る。
- 第7項 本会に10年以上在籍した会員が退会する時は、退会慰労金として3万円を贈る。
- 第8項 賛助会員
本会の活動に功労のあった者は役員会の議決を持って賛助会員となる事が出来る。
賛助会員は港南区薬剤師会員としての一切の権限、受益行為はないものとする。
但し、本人の希望による研修会、講習会への参加、部会への所属は、会長の許可により参加することができる。(係る経費は実費負担)
入会金 3,000円 会費(年額) 1,000円
- 第9項 勤務薬剤師
1, 勤務薬剤師会員は本会会員店舗に勤務する開設者及び管理薬剤師を除いた薬剤師とする。
2, 勤務薬剤師会員は当会が行う各種事業、研修会などの参加資格を有する。
3, 会費は月額300円とする。
4, 勤務薬剤師会員の氏名、業務、勤務場所の変更があったときは遅滞なく本会に届けなければならない。
- 第10項 会長手当は月10,000円とする。
- 第11項 本会則は平成12年5月14日より実施する。
平成16年5月9日一部改正。
平成17年5月15日勤務薬剤師資格、会費制定。
平成18年5月21日会費改定。
平成20年6月28日一部改正。支店入会金改定。
平成25年6月29日一部改正。薬種商部会名称削除、賛助会員権益改正。

平成28年9月24日一部改正。会員義務規定追加、勤務薬剤師項目新設、入会金明確化。
令和元年6月8日入会金改定。薬剤師会入会金及び保険薬剤師部会入会金一元化。
令和3年7月15日入会プロセス規定。